

埼玉県自家用水道条例の規定に基づく水質検査を行う施設の指定

平成十六年三月十九日
告示第四百八十六号

改正 令和 六年 三月二十九日告示第三一一号

埼玉県自家用水道条例（昭和三十二年埼玉県条例第二号）第六条第一項に規定する知事の指定する施設は、次のとおりとし、平成十六年四月一日から施行する。
昭和五十三年埼玉県告示第千四百六十九号（埼玉県自家用水道条例の規定に基づく水質検査を行う施設の指定）は、平成十六年三月三十一日限り、廃止する。

- 一 地方衛生研究所
- 二 保健所
- 三 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十条第三項の規定により国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の水質検査施設
前文（抄）（令和六年三月二十九日告示第三百十一号）
令和六年四月一日から施行する。